許可申請

雨水貯留浸透施設機能阻害行為

協 議

第 39 条 第 1 項 ※ 特定都市河川浸水被害対策法 の 手数料欄 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条												欄
規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について、												
許可を申請します。												
協	します。 協 議 年 月 日											
	干	Я	殿		<i>A</i> -	=r:						
					氏	所 名						
雨水点	1		留浸透施 為に関す。									
貯留温	2		留浸透施 ある行為(を阻害す	するお						
浸透施	3		留浸透施 ある行為		, , ,							
設 の	4		留浸透施 ある行為									
機能		(保全	工事を行又は施行	う場合に	は、保全	全工事						
を阻害	5		留浸透施 ことを明			上支障						
阻害するお	6		留浸透施			するお			年	月	日	
それの	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するお それのある行為完了予定日								年	月	日	
ある	8	保全工	事の着手	予定日					年	月	日	
行為の	9	保全工	事の完了 -	予定日					年	月	日	
の 概 要	10	その他	必要な事	—— — 頁								
※受	付		号	-	年	F		日		第		号
※許可に付した条件												
※許	可	番 許可申	号 請 「第	39	<u>年</u> 条			<u>日</u> 1	項	第 「許可を	、由≇	号

1 協 議」、第39条第4項において準用する同法第35条」、協 議」 について

- は、該当するものを○で囲むこと。 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

備考

- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること
- と。 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為 を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、そ の手続の状況を記載すること。